

令和3年第4回定例会 産業建設委員会 報告（要点筆記）

議案第63号 四国中央市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例について

質 疑

○委 員

江之元のコミュニティ住宅の目的と戸数を伺う。

○理事者

目的は江之元再開発事業により移転せざるを得なくなった方の入居であり、条例第3条に定められているものである。

戸数については、第1コミュニティ住宅はアパート形式の2階建てで8世帯入居できるもので、第2コミュニティ住宅は2戸が1棟の建物で今回のE棟により5つ完成することになるため、2戸が5棟で10世帯入居できるものとなっている。

○委 員

2戸が5棟の第2コミュニティ住宅はどのような形式のものか。

○理事者

第2コミュニティ住宅は、長屋形式の2世帯が一つの建物となっており、それが5棟あるので10世帯で、第1コミュニティ住宅と合わせて合計18世帯となる。

○委 員

入居者については江之元地区以外の方は入れないということか。

○理事者

今現在は、江之元再開発事業によって立ち退かざるを得なくなった方に限定したものとなる。

○委 員

将来空き家になった場合は、どうなるのか伺う。

○理事者

江之元再開発事業が終了し、その後に空き室が出た場合は、市営住宅条例の要件を具備する方という限定的なものとなるが、事前の公募により募集し、入居いただくこととなる。

○委 員

その場合は、地区にこだわらず入居者を募集するということでよいか。

○理事者

江之元再開発事業が終了した後は、市営住宅入居の要件を具備する方は、公募により入居いただけることとなる。

○委 員

E棟が新しくできたということだが、今後のコミュニティ住宅の予定を伺う。

○理事者

E棟の完成をもってコミュニティ住宅の建設は、全て完了する。

議案第65号 令和3年度四国中央市一般会計補正予算（第11号）〔所管分〕

質 疑

○委 員

霧の森・霧の高原費の補償金について、補償が必要であった期間と補償範囲について、人件費、光熱費など色々とあると思うが、その内容を伺う。

○理事者

補填が必要であった期間は、霧の森コテージについては4月22日から5月31日までと、8月13日から9月30日まで、霧の高原の施設も全て閉鎖し、同じく4月22日から5月31日までと、8月13日から9月30日まで、霧の森交湯～館については、4月22日から5月31日までと、8月13日から9月13日までで、交湯～館だけは少し早く再開した。

補填の額の算定については、霧の森コテージと霧の高原施設の宿泊施設に関しては、既に予約の入っていた方のキャンセルをお願いした宿泊料のみの実績で算定している。また、実際に休んだ期間に必要な光熱水費は不要となったため、こちらを差し引いた額で計算している。霧の森交湯～館については宿泊施設ではないため、令和元年度との実績の差を見て算出している。同じく光熱水費は、差し引いているものである。

○委 員

①土木費の道路維持費のうち、重機借上料の場所は、どこになるか伺う。

②また、道路新設改良費の中で、用地買収費と支障物件補償費がマイナスとなっているのは組替えなのか、どのような案件でこのようになったのか伺う。

③県営道路改良事業負担金は、どこの事業費か伺う。

○理事者

①道路維持費の重機借上料と原材料の場所は、主に山間部の市道で、除雪など応急対応のための経費だが、今年には既に予算が不足しており、例年12月から3月までの実績額を追加計上しているものである。

②社会資本整備総合交付金事業の公有財産購入費と支障物件補償費の減額は、今年度計画分の精査を行った結果である。件数は8筆分で、計画どおり用地買収と補償を実施している。減額分については工事請負費に組替えをし、早期完成を図る。

③県営道路改良事業負担金は、県の道路事業で路線数は12路線、15事業あるが、その中で今回は6事業分の事業費が増額されたことに伴い負担金を増額するものである。

○委 員

道路維持費については、この補正額はどの程度道路を補えるものなのか伺う。

○理事者

今回の補正分は、道路が塞がれたり、水路が閉塞した場合の応急対応に係る経費であるため、通常の補修に係る経費は維持修繕料などで対応することとなる。

○委 員

生活交通バス路線維持・確保対策事業の約5,300万円について、コロナの影響で例年より増えているという説明が事前にあったが、例年約3,000万円だったものが2千数百万円上がった理由の基準及び詳しい取決めについて伺う。

○理事者

瀬戸内運輸株式会社への補助に関しては国と県の補助も行われており、残りの差額を

市が負担しているもの。この算定については、瀬戸内運輸株式会社の経費から収益を差し引き、赤字部分について国からその額に対し、乗客数に応じた比率での補助が下りるため、相対的に国の補助額が下がると市の負担が増える仕組みとなっている。

市の補助は、令和元年度までは2,700万円程度で、令和2年度は算定上は約4,300万円になり、今年度は約5,300万円となった。乗客数は、今までの13万4,000人から、令和2年度に10万5千人となり、令和3年度には8万人に減っている。令和2年度、令和3年度で経常経費は110万円ほどしか減少していないが、収益は950万円ほど減少している。国の補助の仕組みとこの収益減による算定となっている。

先ほどの令和2年度の約4,300万円といった市の補助額について、国の補助額の算定基準の緩和が行われ、決算では約3,600万円となった。今年度分については不明である。

○委員

中小企業振興資金利子補給金については新型コロナウイルス感染症対策としての利子補給であるのか。また、申請件数について伺う。

○理事者

本事業は、令和2年度に実施した県の新型コロナウイルス感染症対策資金、もしくは、市の中小企業経営安定化資金の融資を受けた方に対する利子補給であり、新型コロナウイルス感染症対策のものである。件数は、合計1,202件である。

議案第67号 令和3年度四国中央市西部臨海土地造成事業特別会計補正予算（第1号）

質 疑

○委員

設計に不測の日数を要したことでどのくらい期間が延びるのか伺う。

○理事者

実施設計の完了が遅れ、11月中旬の完成となった。工事についても発注時期を考慮し繰越明許を行うもの。

○委員

工事自体に及ぼす影響について伺う。

○理事者

工事の完成時期が遅れるものである。実施設計が3か月ほど遅れたため、年度内完了が難しく、発注時期を考慮し、次年度に予算措置をしておくこととしたものである。

○委員

予算の追加等は、特に考えなくてよいか伺う。

○理事者

今回繰越設定する予算内で、十分施工できるものと考えている。

議案第69号 令和3年度四国中央市城山下臨海土地造成事業特別会計補正予算（第2号）

質 疑

○委員

この事業は、いつまでの計画か伺う。

○理事者

令和11年度完了の予定である。

○委員

今年の土砂搬入の公募を行ったと思うが、その応募状況について伺う。

○理事者

市内より数件の申込みがあり、現在は申込みのあった企業と単価等の交渉を行っており、協定に向けた協議を進めているところである。

○委員

申込みは、何社ほどあり、そのうち協議を進めているのは何社ほどあるか伺う。

○理事者

申込みは、3社あり、そのうち2社と協議を進めているところである。

○委員

1社は、基準を満たしていないということか。

○理事者

今回の公募においては、1件当たり5万立米以上という条件であったため、その条件を満たしていない申込みであったものである。

○委員

残土処理について国の姿勢も厳格になっているが、今後地元の業界の残土処理場としての確保の方向での計画について考えはどうか。

○理事者

城山下の埋立事業を完了するに当たり、大きい規模で土砂の数量を確保する必要があるが、まずそれを確保した上で、なお足りないのであれば、検討となるが、まずは土砂の質と数量を確保する前提のため、今のところ、その方向での検討はない状況である。

○委員

ダム湖底の堆積土及び河川のしゅんせつ土が含まれているか伺う。

○理事者

それらは公共残土として受け入れる計画としている。

議案第74号 市道路線の一部廃止について

質 疑

○委員

廃止道路線の北側は、道路を挟んで県立病院の敷地か伺う。

○理事者

北側の敷地は、四国中央医療福祉総合学院が駐車場として利用している。

○委員

北側の敷地は、病院とは関係ないということか。

○理事者

病院の敷地とは関係はない。

○理事者

今の駐車場の敷地は、市の土地であり、学校法人RWFグループに貸しているもので

ある。

○委員

近い将来で病院の敷地に売却したり貸したりする予定なのか伺う。

○理事者

市の駐車場については現在のとおり、学校法人に貸す予定である。

○委員

廃止する道路については病院側の敷地として使うのか。

○理事者

今回の廃止申請は、病院からのもので、廃止後は病院の敷地として活用するとしている。

○委員

用途廃止ということか。

○理事者

市道を廃止すると道路法の適用外となり、最終的には普通財産として処理していくこととなる。

○委員

ここは道路として利用していたのであれば、残した方がよいとも思えるが、廃止という意見が出た背景を伺う。

○理事者

今回は公立学校共済組合からの要望で廃止するものだが、もともと三島病院の裏側の救急の道として利用されていたと思われ、駐車場もあった。今、三島医療センターでは使われておらず、東側も西側もT字路になり、例えばブルータウンの方から来てそこを通る人がいない状況である。周辺の関係者に利用状況を聞き、廃止についての同意書を取った上で、今回の廃止となる。実質的に市道としての用途が必要ないと判断したものの。

○委員

市道を廃止して病院に提供するということか。

○理事者

病院側からそのような要望が出ている。

3年請願第1号 米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める請願

意見等

○委員

本請願については、米価の暴落阻止のための過剰在庫の市場隔離と、生活困窮者の食料支援という二つのポイントがあるが、米を育てるにはコストがかかり、安く取引されると農家の生活が成り立たない状況は分かるが、そのことと作り過ぎた米を生活困窮者へということが簡単に結びつくか判断しづらい。また、生活支援に必要な食料については分けて考える必要もあると思われるため、勉強会等を開いてもらうなどの継続の審査をお願いしたい。

3年陳情第3号 ライドシェアの導入に反対し、安心・安全なタクシー事業の推進を求める意見書提出を求める陳情

意見等

○委員

ライドシェアを単純に海外で実施されているような形で日本での実現をするには時期尚早と思われることと、このように地元の方からの止めて欲しいという要望が出ているということもあるため、陳情内容については採択としたい。

主要事業 「城山下臨海土地造成事業」

質 疑

○委員

埋立土砂の総量は、どれくらいの予定か伺う。

○理事者

約170万立米である。

○委員

公募は、最低5万立米からだが、公募以外の手だてとしてダムの堆積土や河川の土砂、それ以外では購入するという方法しかないのか。

○理事者

公募の土砂以外には、河川のしゅんせつ土やダムの堆積土等を県下以外からも申出を受けており、また先々の計画で土砂が出る量についても、国の機関などから把握しており、それに基づいて土砂の確保を考えている。それでも足りない場合の購入については今のところ考えていない。まずは公共残土と公募土砂で全170立米を賄うつもりで計画している。

○委員

地元の建設残土等を活用する場合、長期的に少量のものを積み重ねる部分があると思うが、そのような余地はあるのか。

○理事者

今までの埋立事業は、産業廃棄物の処分場として、管理型、安定型という形で民間の建設残土を受入れた経緯がある。今回は、工期を短く、予定通り5年で仕上げるため、計画的に入ってくる土量を確保することが前提であることから、今のところ民間から少量の残土を受け入れる可能性は低い。

主要事業 「漁港海岸整備事業」

質 疑

○委員

工事の落札率について伺う。

○理事者

二名漁港の落札率は、98.3パーセントである。

○委員

予定価格については事前公表であったか。

○理事者

一般競争入札のため、事後公表である。